

企業法

【科目別講評】

今回の令和5年第Ⅱ回短答式試験は、20問中A評価が9問、B評価が9問、C評価が2問である。「A」評価というのは「必ず正解に達すべき問題」，「B」評価は「通常の理解をしていれば正解となり得る問題」で、半分は正解する必要がある問題，「C」評価は「細かい知識を要する難問」で、落としても合否に影響しない問題である。よって、企業法の合格ラインは67.5点となる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	B	商行為
問題 2	5 点	B	会社の登記
問題 3	5 点	C	発起人
問題 4	5 点	A	株式会社の設立
問題 5	5 点	A	株式の分割及び株式無償割当て
問題 6	5 点	A	自己株式
問題 7	5 点	A	新株予約権
問題 8	5 点	B	株主総会における書面による議決権の行使
問題 9	5 点	B	電子提供措置
問題10	5 点	C	株主総会の決議の効力を争う訴え
問題11	5 点	A	社外取締役
問題12	5 点	B	内部統制システム
問題13	5 点	B	監査役会設置会社における取締役会
問題14	5 点	A	剰余金の配当等
問題15	5 点	B	持分会社の種類の変更及び会社の組織変更
問題16	5 点	B	社債
問題17	5 点	A	持分会社の組織変更，吸収合併及び組織に関わる訴え
問題18	5 点	A	新設合併，吸収分割，株式交換，株式移転

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断複製・転載を禁じます。

問題19

5 点

A

公衆縦覧の期間

問題20

5 点

B

有価証券の募集

問題 1

正解

4

難易度

B

【出題内容】

商行為

【解 説】

- ア. 誤 鉱業を営む自然人が自ら採掘して取得した鉱物の譲渡を目的とする行為は、絶対的商行為ではない（商法501条）。なお、鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなされる（擬制商人、商法4条2項）。
- イ. 正 商業証券とは、商取引の目的とされる有価証券のことで、約束手形・為替手形・小切手・株券・社債券・貨物引換証・倉庫証券等がこれにあたる。したがって、自然人である商人が小切手を振り出す行為は、手形その他の商業証券に関する行為に該当するため、絶対的商行為である（商法501条4号）。
- ウ. 正 取次ぎに関する行為は、自己の名で他人の計算において法律行為をすることを引き受ける行為（取次ぎ契約を締結すること）であり、営業的商行為に該当する（502条11号）。したがって、自然人である問屋が問屋契約に基づき他人のために物品の買入れをすることは、問屋にとって附属的商行為となる。
- エ. 誤 商行為によって生じた債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、特定物の引渡しはその行為の時にその物が存在した場所において、その他の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）において、それぞれしなければならない（商法516条）。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 2

正解

6

難易度

B

【出題内容】

会社の登記

【解 説】

ア. 誤 合資会社において、社員の氏名又は名称及び住所は登記事項である（913条5号）。

イ. 誤 合同会社において、資本金の額は登記事項である（914条5号）。

ウ. 正 判例によれば、「株式会社の取締役または監査役の任期満了または辞任による退任により法律または定款に定める取締役または監査役の員数を欠くに至った場合においては、右退任による変更登記は、あらたに選任された取締役または監査役の就職するまで許されない。」とされている（最判昭和43年12月24日）。

エ. 正 会社において登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない（915条1項）。ただし、新株予約権の行使による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から法定の期間（2週間）以内にすれば足りる（915条3項1号）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題 3

正解

5

難易度

C

【出題内容】

発起人

【解 説】

- ア. 誤 発起人の員数に関する規定はない。設立しようとする株式会社が公開会社である場合でも発起人は1人でもよい。
- イ. 正 発起設立において、発行可能株式総数を定款で定めている場合でも、会社成立の時までに、発起人全員の同意によって定款に記載された発行可能株式総数を変更できる(37条2項)。
- ウ. 誤 株式会社の設立の無効の訴えの提訴権者は、設立する株式会社の株主等である(828条2項1号)。したがって、株式会社の成立後に株主の地位を失った発起人は、提訴時点では「株主等」に該当しないため、当該株式会社の設立の無効の訴えを提起することができない(なお、828条2項6号以下参照)。
- エ. 正 発起人がその引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の払込みを仮装した場合において、当該発起人が株式会社に対し払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払の義務を履行したときは、その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により支払われた金銭の額が増加する(会社計算規則21条2号)。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題 4

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株式会社の設立

【解 説】

ア. 誤 発起設立の場合において、定款で設立時取締役又は設立時監査役として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役又は設立時監査役に選任されたものとみなされる（38条4項）。

イ. 正 発起設立の場合において、裁判所が、検査役の報告に基づき、現物出資に関する定款の定めを不当と認め、当該事項を変更する決定をした場合、発起人は、当該決定の確定後1週間以内に限り、設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる（33条8項）。

ウ. 正 招集された創立総会では、事前に決められた議題以外は、定款の変更または設立の廃止を除いて、決議できない（73条4項）。

エ. 誤 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること旨の定めを設ける定款の変更をする場合、反対株主には株式買取請求権が認められている（116条1項1号）。しかし、募集設立により設立された株式会社において、創立総会の決議により上記の定款の定めを設ける場合、創立総会において当該決議に反対した者に株式買取請求権は認められていない。

以上より、正しいものはイとウであることから、正解は4となる。

問題 5

正解

4

難易度

A

【出題内容】

株式の分割及び株式無償割当て

【解 説】

- ア. 誤 株式の分割・株式無償割当てともに1株に満たない端数が生じることがある(234条1項3号, 235条1項)。
- イ. 正 株式の分割の場合は, 同一種類の株式の数が増加するだけである(184条1項)。一方, 株式無償割当ての場合は, 同一または異なる種類の株式を取得させることができる(186条1項1号)。
- ウ. 正 株式の分割の場合は, 分割割合に応じて自己株式の数も増加する。一方, 株式無償割当ての場合は, 自己株式には株式を割り当てることができない(186条2項)。
- エ. 誤 株式の分割の場合は, 基準日の採用が強制される(183条2項1号)。一方, 株式無償割当ての場合は, 採用は任意である。

以上より, 正しいものはイとウであることから, 正解は4となる。

問題 6

正解

1

難易度

A

【出題内容】

自己株式

【解 説】

- ア. 正 株式会社は、自己株式について新株予約権無償割当てをすることができない（278条2項）。
- イ. 正 株式会社は、保有している自己株式について、剰余金配当請求権を有しない（453条かつこ書）。
- ウ. 誤 株式会社は、自己株式の取得価額を貸借対照表の純資産の部の株主資本に計上しなければならない（会社計算規則76条2項5号）。
- エ. 誤 株式会社が自己株式を消却した場合、発行済株式総数は減少するが、発行可能株式総数は減少しない。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 7

正解

3

難易度

A

【出題内容】

新株予約権

【解 説】

- ア. **正** 新株予約権者は、会社の承諾を得て、金銭による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付（代物弁済）することができる（246条2項）。
- イ. **誤** 譲渡制限新株予約権の新株予約権者は、譲渡承認請求を拒否された場合には、株式会社・指定買取人による買取りの制度は設けられていないので、株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができない。
- ウ. **誤** 株式会社が割り当てた募集新株予約権について、申込者は、割当日に、新株予約権者となる（245条1項1号）。
- エ. **正** 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる（282条1項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題 8

正解

1

難易度

B

【出題内容】

株主総会における書面による議決権の行使

【解説】

- ア. 正 1人の株主が同一の議案につき書面と電磁的方法により重複して議決権の行使をした場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を、取締役会は、株主総会の招集の決定に際して定めることができる（298条1項3号4号，会社法施行規則63条4号ロ）。
- イ. 正 書面投票制度の採用は原則として任意であるが、株主（株主総会決議事項の全部について議決権を行使できない株主を除く）の数が1000人以上の会社は、書面投票制度の採用が原則として強制される（298条2項本文）。ただし、当該会社が金商法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社（上場会社）であって法務省令で定めるもの（株主の全部に対して金商法の規定に基づき委任状勧誘をした会社）である場合は、例外的に書面投票制度の採用は強制されない（同条項ただし書，会社法施行規則64条，金商法194条，同法施行令36条の2）。
- ウ. 誤 議決権行使書面には、各議案について、棄権を記載する欄を設けることができる（301条1項，会社法施行規則66条1項1号）。
- エ. 誤 議決権行使書面の閲覧謄写請求権は株主には認められるが（311条4項），会社債権者には認められない。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題 9

正解

3

難易度

B

【出題内容】

電子提供措置

【解 説】

ア. 正 電子提供措置をとる必要がある株式会社の取締役は、株主総会の日の3週間前の日または株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3ヶ月を経過する日までの間、電子提供措置事項（株主総会の目的事項等）について継続して電子提供措置をとる必要がある（325条の3第1項柱書1号）。

イ. 誤 取締役が株主総会の招集通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付する場合は、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しない（325条の3第2項）。

ウ. 誤 電子提供措置をとる場合における株主総会の招集通知（299条1項）の発出期限は、株主総会の日の2週間前までである（325条の4第1項）。

エ. 正 株主が電子提供措置事項を記載した書面の交付を受けるには、株主総会の招集通知が発出されるまでに書面交付請求をしなければならないが、株主総会において議決権を行使できる者を定めるための基準日を定めた場合は基準日までに書面交付請求をしなければならない（325条の5第2項）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題10

正解

1

難易度

C

【出題内容】

株主総会の決議の効力を争う訴え

【解 説】

- ア. 正 判例によれば、取締役又は監査役の解任又は選任を内容とする株主総会決議不存在確認の訴えの係属中に、その株式会社が破産手続開始決定を受けても、訴えの利益は当然には消滅しない（最判平成21年4月17日）。
- イ. 正 判例によれば、株主総会が取締役会決議に基づかないで招集され、その招集通知が法定期間に2日足りない12日前になされたときは重大な瑕疵があり、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められる場合でも、裁判所は決議取消の請求を認容すべきであって、棄却することは許されない（最判昭和46年3月18日）。
- ウ. 誤 判例によれば、株主は自己に対する株主総会招集手続に瑕疵がなくとも、他の株主に対する株主総会招集手続に瑕疵がある場合には、株主総会決議取消の訴えを提起できる（最判昭和42年9月28日）。
- エ. 誤 判例によれば、ある議案を否決する株主総会の決議の取消しを請求する訴えは不適法である（最判平成28年3月4日）。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。

問題11

正解

5

難易度

A

【出題内容】

社外取締役

【解説】

ア. 誤 取締役は、いつでも、理由のいかんを問わず、原則として株主総会の普通決議で解任できる（339条1項、341条）。社外取締役の解任も同様である。なお、累積投票で選任された取締役の解任は、株主総会の特別決議が必要である（342条6項、309条2項7号）。

イ. 正 監査等委員会は監査等委員全員で組織され、監査等委員は取締役でなければならない（399条の2第1項2項）。そして、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない（331条6項）。

ウ. 誤 監査役会設置会社（公開大会社に限る）で金融商品取引法24条1項の規定により、発行株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社では、社外取締役の設置が義務付けられている（327条の2）

エ. 正 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反するとき、その他執行役が業務執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、会社は、その都度、取締役会の決議により、業務執行を社外取締役に委託できる（348条の2第1項2項）。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題12

正解

3

難易度

B

【出題内容】

内部統制システム

【解 説】

- ア. 正 内部統制システムの整備についての決定は、大会社であれば、取締役会の設置の有無を問わず、義務づけられている（348条4項、362条5項）。なお、監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社も義務づけられている（399条の13第1項1号ハ2項、416条1項1号ホ2項3項）。
- イ. 誤 指名委員会等設置会社の取締役会は、内部統制システムの整備について決定しなければならないが、執行役には委任できない（416条1項1号ホ2項）。
- ウ. 誤 監査役設置会社において、内部統制システムの整備について決定する際には、取締役及び会計参与・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制を、内部統制システムに含まなければならない（362条4項6号、会社法施行規則100条1項3項4号イ）。監査役に報告するためであって、株主に報告するためではない。
- エ. 正 監査役設置会社において、事業報告を受領した監査役は、事業報告に内部統制システムの整備についての決定または決議の内容等がある場合に、内容が相当でないときは、その旨およびその理由を内容とする監査報告を作成しなければならない（会社法施行規則129条1項5号）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題13

正解

5

難易度

B

【出題内容】

監査役会設置会社における取締役会

【解 説】

ア. 誤 監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く、取締役会設置会社の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる（367条）。

イ. 正 取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる（368条2項）。

ウ. 誤 取締役会設置会社は、定款に定めを置けば、取締役が取締役会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面・電磁的記録によって当該提案に同意（提案内容に賛成）する意思表示をした場合（監査役設置会社では監査役が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなすことができる（370条）。監査役は異議を述べることができるだけである。

エ. 正 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない（372条1項）。

以上より、正しいものはイとエであることから、正解は5となる。

問題14

正解

3

難易度

A

【出題内容】

剰余金の配当等

【解 説】

- ア. **正** 株式会社は、当該株式会社の株式、社債、新株予約権を配当財産とすることができない（454条1項1号）。
- イ. **誤** 会計監査人設置会社は法定の要件を満たせば、剰余金の配当を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる（459条1項柱書4号）が、当該定款の定めがあるだけでは、なお株主総会の決議によって剰余金の配当ができる余地は残る。なお、この定款の定めがある場合に、さらに、剰余金の配当を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる（460条1項）。
- ウ. **誤** 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当はできない（458条）。
- エ. **正** 株式会社が剰余金の配当をしようとする場合は、その都度、原則として株主総会の普通決議によって、一定事項を定めなければならない（454条1項柱書）。ただし、現物配当で、かつ、株主に金銭分配請求権を与えない場合は、株主総会特別決議が必要である（454条4項、309条2項10号）。

以上より、正しいものはアとエであることから、正解は3となる。

問題15

正解

6

難易度

B

【出題内容】

持分会社の種類の変更及び会社の組織変更

【解説】

ア. 誤 合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合名会社となる定款の変更をしたものとみなされる（639条1項）。よって、定款変更をするまで合資会社の規定が適用されるわけではない。

イ. 誤 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなされる（639条2項）。よって、債権者異議手続きが完了しなくても合同会社となる定款の変更をしたものとみなされる。

ウ. 正 持分会社が組織変更をする場合、組織変更をする旨及び債権者が一定の期間（ただし、1か月を下らない期間）内に異議を述べることを官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない（779条2項，781条2項）。

エ. 正 株式会社が組織変更をする場合、組織変更をする旨、当該株式会社の計算書類に関する事項及び債権者が一定の期間（ただし、1か月を下らない期間）内に異議を述べることをできる旨の公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告のうち定款で定める公告方法によりするときには、知れている債権者に対する各別の催告を要しない（779条2項3項）。

以上より、正しいものはウとエであることから、正解は6となる。

問題16

正解

2

難易度

B

【出題内容】

社債

【解説】

ア. 正 社債権者は、原則として、いつでも、その記名式の社債券を無記名式とし、又はその無記名式の社債券を記名式とすることを請求することができる（698条）。

イ. 誤 社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない（707条、714条の7）。したがって、この場合、社債管理補助者は解任されない。

ウ. 正 社債が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該社債発行会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない（685条3項）。ただし、共有者からの通知がないときは、そのうちの1人に対して通知催告をすれば足りる（685条4項）。

エ. 誤 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の第三者に対抗することができない（695条の2第1項）。しかし、社債券を発行する旨の定めがある社債については、上記の規定は適用されない（同条4項）。したがって、社債券を発行する定めがある社債（記名社債及び無記名社債）に信託を設定した場合は、社債券の所持（占有）が会社その他の第三者に対する対抗要件となる（695条の2第4項。なお687条、689条1項参照）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題17

正解

6

難易度

A

【出題内容】

持分会社の組織変更，吸収合併及び組織に関わる訴え

【解 説】

- ア. 誤 株式会社の組織変更の効力が生じた場合は，清算開始原因に該当しない（475条参照）。
- イ. 誤 解散した場合は，清算開始原因に該当する（475条1号）。しかし，合併によって解散した会社は，清算手続を経ることなく当然に消滅する（475条1号かつこ書）。
- ウ. 正 株式会社の設立の無効に係る請求を認容する判決が確定した場合は，清算開始原因に該当する（475条2号）。
- エ. 正 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合は，清算開始原因に該当する（475条3号）。

以上より，正しいものはウとエであることから，正解は6となる。

問題18

正解

2

難易度

A

【出題内容】

新設合併，吸収分割，株式交換，株式移転

【解 説】

ア．正 株式会社は，持分会社が新設合併設立会社となる新設合併をする事ができる（755条）。

イ．誤 合名会社は，無限責任の包括承継に問題が生じるので，吸収分割をする事が出来ない（757条）。

ウ．正 合同会社は，株式交換完全親会社となることができる（767条）。

エ．誤 合同会社は，株式移転設立完全親会社となることは出来ない（773条1項1号）。

以上より，正しいものはアとウであることから，正解は2となる。

問題19

正解

2

難易度

A

【出題内容】

公衆縦覧の期間

【解 説】

ア．正 有価証券報告書の公衆縦覧期間は、5年間である（金商法25条1項1号）。

イ．誤 発行登録書の公衆縦覧期間は、効力を失うまでの期間である（金商法25条1項3号）。

なお、当該期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して2年を超えない範囲内で内閣府令で定める期間とされ（23条の6第1項）、開示府令14条の6は、発行登録をしようとする者の選択により、1年間または2年間とする旨を定めている。

ウ．正 内部統制報告書の公衆縦覧期間は、5年間である（金商法25条1項6号）。

エ．誤 半期報告書の公衆縦覧期間は、3年間である（金商法25条1項8号）。

以上より、正しいものはアとウであることから、正解は2となる。

問題20

正解

1

難易度

B

【出題内容】

有価証券の募集

【解説】

- ア. **正** 新たに発行される第二項有価証券の取得勧誘のうち、その取得勧誘に係る第二項有価証券を500名以上の者が所有することとなるものは、有価証券の募集に該当する（金商法2条3項3号、金商法施行令1条の7の2）。
- イ. **正** 新たに発行される有価証券の取得勧誘のうち、有価証券の募集に該当しないものは、有価証券の私募に該当する（金商法2条3項柱書）。
- ウ. **誤** 会社法上の公開会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めた場合において、募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日（期間を定めた場合であつては、その期間の初日）の2週間前までに、当該募集事項を株主に通知していたとしても、有価証券の募集に関しては内閣総理大臣に届出をしなければならない（会社法201条5項参照）。
- エ. **誤** 有価証券の募集の届出は、内閣総理大臣が特に期間を指定しない限り、内閣総理大臣が当該有価証券の募集に係る有価証券届出書を受理した日から15日を経過した日に、その効力を生じる（金商法8条1項）。

以上より、正しいものはアとイであることから、正解は1となる。